

令和6年(2024年)3月29日

自治会町内会会長各位

鎌倉地区自治組織連合会事務局

鎌倉地区自治組織連合会に関する書類の送付について

下記のとおり、鎌倉地区自治組織連合会に関する書類を送付させていただきます。
ご返送いただきたい書類もございますので、ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、
ご確認のほどお願い申し上げます。

【お送りさせていただいた書類】

- ① 令和6年度 会費の納付について
 - ② 世帯数・組数調べ
 - ③ ふれあい地域懇談会におけるテーマについて・アンケート用紙
・昨年度のふれあい地域懇談会におけるテーマの進捗状況
- ※ 返送用封筒

【返信用封筒にてご返送いただきたい書類】

- ① 世帯数・組数調べ
- ② ふれあい地域懇談会におけるテーマについて-アンケート用紙-

<締切日> **令和6年4月30日(火) 必着**

※ 4月30日の総会当日や、地域のつながり課窓口への提出でも構いません。

【鎌倉地区自治組織連合会事務局】

鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課

地域のつながり担当 大崎、泉

電話 23-3000(内線 2311) FAX 23-9900

メール jichikai@city.kamakura.kanagawa.jp

令和6年度 会費の納付について

令和6年度の鎌倉地区自治組織連合会の会費について、下記のとおりお知らせいたします。ご多忙中とは存じますが、ご確認の上、納付いただきますようお願いいたします。

会費の徴収金額は、前年度にご提出いただいた貴自治会町内会の「世帯数・組数調べ(令和5年度)」でご回答いただいた世帯数を元に算出しています。

なお、納付にあたっては、4月30日開催の総会当日にお持ちいただくか、5月7～10日の期間内に事務局(地域のつながり課)にお持ちください。いずれも難しい場合は、納付期限までに口座振り込みにて納付願います。

【会費】

令和6年度

小町元町町内会 の会費は **1000円** です。

※ 令和5年(2023年)にご回答いただいた世帯数は **40** 世帯です。

参考: 鎌倉地区自治組織連合会 会費 徴収基準

(単位:円)

自治町内会世帯数	年額	自治町内会世帯数	年額	自治町内会世帯数	年額
100世帯以下	1,000	601~700世帯	7,000	1201~1300世帯	13,000
101~200世帯	2,000	701~800 "	8,000	1301~1400 "	14,000
201~300 "	3,000	801~900 "	9,000	1401~1500 "	15,000
301~400 "	4,000	901~1000 "	10,000	1501~1600 "	16,000
401~500 "	5,000	1001~1100 "	11,000	1601~1700 "	17,000
501~600 "	6,000	1101~1200 "	12,000	以下同様	

【口座振込で納付される場合】

《振込先口座》

スルガ銀行 鎌倉支店 (230)

(普通口座) 口座番号 (1004154)

鎌倉地区自治組織連合会

※振込の際は、必ず振込人名義に自治会・町内会名を入力してください。

【納付期限】 令和6年5月10日(金)

【事務局】 鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課 担当 大崎・泉
電話 0467-23-3000(内線2311) FAX 23-9900

世帯数・組数調べ 令和6年度

鎌倉地区自治組織連合会事務局

地区連合会の来年度の補助金額算定や会費額算定のため、世帯数・組数調べにご回答をお願いいたします。

自治会町内会名	(ふりがな) こまちもとまちちよろないかい 小町元町町内会
会長名	(ふりがな) ちかはしがすお 高橋和雄
世帯数	41 世帯
組数	4 組

以下には、市からの回覧物・配布物を送付させていただく場合に希望する部数をご記入ください。

全戸配布用 必要部数	41 部
回覧用 必要部数	4 部

メールアドレスをお持ちの方で、事務局との連携においてメールでのご対応が可能な方は、電話連絡と併用させていただきたく、以下の欄にメールアドレスをご記入ください。

メールアドレス	kazuo @ 1192.email
---------	--------------------

メールアドレスを新規にお届けいただいた場合、事務局 (jichikai@city.kamakura.kanagawa.jp) から確認のためのテストメールを送付させていただきます。お手数をお掛けしますが、テストメールが届きましたら返信いただきますようお願いいたします。

令和6年(2024年)3月29日

自治会町内会会長各位

鎌倉地区自治組織連合会長

令和6年度「ふれあい地域懇談会」におけるテーマについて

市長との「ふれあい地域懇談会」につきまして、懇談会当日にテーマとしてとりあげる地域の課題等を各自治会町内会からお出しいただきたく、アンケート用紙の提出をお願いいたします。「昨年度のテーマの進捗状況」についても同封いたしますので、テーマ選定にあたっての参考としてください。

なお、誠に勝手ながら「各自治会町内会1テーマ」とさせていただきます。とりあげたいテーマが特にない場合も、その旨該当欄にチェックの上、必ずアンケート用紙を返送してください。

最終的なテーマの決定は役員会に諮り決めさせていただきますことをご承知おきください。

- 【開催日程】 鎌倉南地域 令和6年7月25日(木) 午後2時から4時まで
鎌倉東地域 令和6年7月26日(金) 午前10時から正午まで
鎌倉西地域 令和6年7月29日(月) 午前9時30分から11時30分まで
※会場はいずれも 鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂 です。

「独自の書式」または「メールによる回答」も可能です。その際には特定の様式がないことから、下記の記載内容をご記入いただき、ご提出いただきますようお願いいたします。

- 【記載内容】 ①自治会町内会名 ②会長名
③テーマ名 ※テーマがない場合は「特になし」とご記入ください。
④テーマについての補足説明 ※上限300~400文字程度
- 【提出方法】 ①同封の返信用封筒にて郵送 ※郵送の場合はお早めにご投函ください。
②地域のつながり課内事務局に持参
③FAXにて送信 FAX番号: 23-9900
④メールにて送信 jichikai@city.kamakura.kanagawa.jp

【 締切 】 **4月30日(火)必着**

【鎌倉地区自治組織連合会事務局】
鎌倉市 地域のつながり課
地域のつながり担当 大崎、泉
TEL 23-3000 (内線2311) FAX 23-9900
Mail jichikai@city.kamakura.kanagawa.jp

令和6年度 ふれあい地域懇談会におけるテーマについて
—アンケート用紙—

テーマの有無にかかわらず、必ずご提出ください。

※特に提案したいテーマがない場合は、こちら(□)にチェックを入れてご提出ください。

提案したいテーマは特にありません。

自治会町内会名 小町元町町内会 会長名 高橋和雄

《テーマ名をご記入ください》 ※各自治会町内会1テーマでお願いします。

《テーマについての補足説明》(要点をまとめ、簡潔にお願いします)

鎌倉地区自治組織連合会事務局 (鎌倉市 地域のつながり課 地域のつながり担当)

TEL 0467-23-3000 内線 2311 FAX 0467-23-9900

令和5年度ふれあい地域懇談会 進捗状況回答票

番 号	05鎌倉東-1		
報 告 書 掲載ページ	全市版	210~211	地域版 24~25
テ ー マ	鎌倉消防署移転計画の早期実現について		
所 管 課	公的不動産活用課・消防総務課		

進捗状況の回答

テーマの現状	未解決（解決予定あり）
--------	-------------

鎌倉地区の消防施設の再編については、鎌倉消防署及び浄明寺出張所の移転・統合の候補地として、雪ノ下四丁目の3区画の土地の取得に向けて、手続き・交渉等を進めています。3区画のうち、法人が所有する1区画については、令和5年5月末に、長谷二丁目にある旧稲瀬川保育園用途の土地交換についての契約を締結し、令和5年9月に所有権を移転したところです。

また、残り2区画のうち、1区画（個人所有地）について、契約に向けた協議を行っており、令和5年度予算での取得に向け、手続きを進めています（令和6年3月時点）。残りの1区画については、令和6年度の取得に向けて引き続き協議を進めまいります。

土地の取得ができた後は、施設の基本設計・実施設計を行い、工事、運用開始となる見込みですが、時期については、現時点では未定です。また、これらの計画を進める段階では、整備する消防機能なども含め、情報を発信しながら進めてまいります。

添付資料	
------	--

令和5年度ふれあい地域懇談会 進捗状況回答票

番 号	05鎌倉東-2		
報 告 書 掲 載 ページ	全市版	212～215	地域版 26～29
テ ー マ	消防署統廃合に伴う浄明寺出張所跡地の利活用について		
所 管 課	公的不動産活用課・消防総務課		

進捗状況の回答	
テーマの現状	未解決（解決予定あり）
<p>鎌倉地区の消防施設の再編については、鎌倉消防署及び浄明寺出張所の移転・統合の候補地として、雪ノ下四丁目の3区画の土地の取得に向けて、手続き・交渉等を進めています。3区画のうち、法人が所有する1区画については、令和5年5月末に、長谷二丁目にある旧稲瀬川保育園用途の土地交換についての契約を締結し、令和5年9月に所有権を移転したところです。</p> <p>また、残り2区画のうち、1区画（個人所有地）について、契約に向けた協議を行っており、令和5年度予算での取得に向け、手続きを進めています（令和6年3月時点）。残りの1区画については、令和6年度の取得に向けて引き続き協議を進めまいります。</p> <p>土地の取得ができた後は、施設の基本設計・実施設計を行い、工事、運用開始となる見込みですが、時期については、現時点では未定です。また、これらの計画を進める段階では、整備する消防機能なども含め、情報を発信しながら進めてまいります。</p> <p>施設移転後の跡地につきましては、市の公共施設再編の基本的な考え方としては、施設の跡地は売却や貸付を行い、歳入を確保し、施設の整備や維持管理費に充てることを想定しており、浄明寺出張所の跡地の利活用につきましても、事業の進捗に合わせて検討することになりますが、その際は、地域に資する形での利活用が考えられるかなどに配慮し、検討を進めてまいります。</p>	
添付資料	

令和5年度ふれあい地域懇談会 進捗状況回答票

番 号	05 鎌倉東-3			
報 告 書 掲 載 ページ	全市版	216~220	地域版	30~34
テ ー マ	東御門川護岸改修工事について			
所 管 課	下水道河川課、都市景観課			

進捗状況の回答	
テーマの現状	未解決（解決予定なし）
<p>事業者に対して、現況の護岸及び土留めに係る適切な補強、補修、修景等について、鎌倉市都市景観条例に基づく「景観配慮協議」の中で、護岸を補修する際には適切な計画にするよう助言したところ、事業者から、補修等について検討する旨の回答を得ていたところです。</p> <p>その後、事業者から、護岸を含む外構部分については、建築物が完成し、居住を開始してから徐々に整備したいとの回答を得ておりますので、引き続き、動向を注視するとともに適宜助言を行ってまいります。</p> <p>しかしながら、ご要望の鎌倉石については、現在採掘されていないことから入手困難な資材であること、摩耗しやすく強度の弱い材質であることなどから、補修等の際に別の資材を使用することもやむを得ないものと考えています。</p> <p>なお、個人所有物である当該地の護岸の補修等を市負担により行うことはありませんが、河川を管理する市としては、東御門川沿いの市有地内において護岸工事が必要となった場合は、護岸構造の安全性を確保しつつ、可能な限り、景観に配慮した意匠にすることを検討します。</p>	
添付資料	

令和5年度ふれあい地域懇談会 進捗状況回答票

番 号	05鎌倉東-4		
報告書 掲載ページ	全市版	221~226	地域版 35~40
テ ー マ	野村総研跡地にゴミ処理施設を建設して戴きたい		
所 管 課	環境施設課		

進捗状況の回答	
テーマの現状	その他
<p>本市では、限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざす「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向け、ごみの減量・資源化を推進しています。</p> <p>燃やすごみの処理手法については、焼却施設を建設する場合と建設せずに資源化を進めた場合を比較した結果、資源化することに方針転換することが妥当であると判断し、平成31年（2019年）3月に「将来のごみ処理体制についての方針」を公表しました。</p> <p>徹底した減量・資源化を進め、燃やさざるを得ないごみについては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（令和2年（2020年）8月策定）に基づき、逗子市の既存焼却施設で処理することとしています。</p> <p>国においても、焼却施設を中小規模の自治体が単独で保有するには財政的負担が大きく、エネルギー回収の効率や人材不足、気候変動への対応の必要性から、広域化や民間活力の導入による施設の大規模化・集約化を進める考えが示されています。</p> <p>令和5年（2023年）8月には、名越クリーンセンター稼働停止後の広域処理に向けて、同センター跡地に建設する予定の可燃ごみ中継施設に必要な機能、仕様、運用管理等を定める「鎌倉市名中継施設整備基本計画」を策定しました。</p> <p>また、同センター周辺自治町内会で構成する協議会での議論を踏まえ、住民説明会を開催するとともに、同協議会においては、名越中継施設整備を進めることのできることを得ました。</p> <p>名越クリーンセンター稼働停止後も、安定的かつ適正なごみ処理ができるよう、取組を進めてまいります。</p>	
添付資料	

令和5年度ふれあい地域懇談会 進捗状況回答票

番 号	05鎌倉東-5		
報 告 書 掲載ページ	全市版	227～234	地域版 41～48
テ ー マ	市役所移転後の現庁舎の災害対応について		
所 管 課	市街地整備課・総合防災課		

進捗状況の回答	
テーマの現状	その他
<p>【市街地整備課】 防災セクションにつきましては、新庁舎への配置を予定しておりますが、市役所移転後の支援体制は、現庁舎と鎌倉地域以外の4つの地域における支援体制と同様にしっかりと整備し、全市的な防災体制を再構築していく考えです。 さらに、市庁舎現在地は、災害時においても市民の拠り所となる防災拠点として整備していくことを計画しています。具体的には、地震等の災害時の一時的避難のほか、津波時に避難できる施設としての役割を持たせるほか、災害時の被害状況等に応じて「現地災害対策本部」として機能するよう整備し、新庁舎との2拠点体制を構築することを検討していきます。</p> <p>【総合防災課】 災害が発生した場合には、市は必要に応じ災害対策本部を設置し対応にあたります。市内の被災状況により、前線で災害対応を行う必要がある場合には現地災害対策本部を設置し対応にあたるため、各地区への支援体制に大きな影響は生じません。 なお、市内又は隣接する市・区（藤沢市、逗子市、横浜市栄区・戸塚区・金沢区）で震度5強以上の地震が観測されたときには、あらかじめ定められた職員が市内25か所の避難所（市立小中学校）に自動参集し避難所を開設するほか、応急復旧活動に従事する職員の体制については鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に定めており、庁舎移転後もこの体制を維持する予定です。</p>	
添付資料	

令和5年度ふれあい地域懇談会 進捗状況回答票

番 号	05鎌倉東-6			
報 告 書 掲 載 ペ ー ジ	全 市 版	235～238	地 域 版	49～52
テ ー マ	扇ガ谷今小路の通学路としての安全性確保のために			
所 管 課	都市計画課・市街地整備課・都市調整課			

進捗状況の回答	
テーマの現状	未解決（解決予定なし）
<p>①市役所前交差点の整備には、土地の取得などが必要となることから、時間が掛かります。前回の回答から現在に至るまで同交差点付近における土地利用転換の動きがない状況であり、今後も引き続き、情報収集に努めてまいります。</p> <p>②現時点では「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」という。）」に基づく手続は行われておりません。新たに出店される場合で開発事業条例の手続きが必要となる規模の店舗等の建築に係る開発事業が計画された際は、手続きにおいて駐車スペースが確保できるよう協議・指導してまいります。</p> <p>③一般道における他県ナンバーなどを規制することは法的側面から現時点では困難と考えており、今小路など中心市街地の交通車両を抑制する「パーク＆ライド」や公共交通に転換してもらう「鎌倉フリー環境手形」の利用促進に努めてまいります。</p>	
添付資料	



248-0006

小町1-11-3

小町元町町内会

高橋 和雄 様

鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会

事務局：鎌倉市地域のつながり課内

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467-23-3000 内線2582・2311

FAX 0467-23-9900



〒248-8686

鎌倉市御成町18-10

鎌倉市地域のつながり課

鎌倉地区自治組織連合会

事務局 宛 御中